

第231回埼玉県都市計画審議会

平成29年2月8日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第231回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、平賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、委員の出席状況でございますが、現在18名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここでまず、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。事前にお送りさせていただきました資料が配付一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、それから議案書、資料1、参考資料1、参考資料2-1、参考資料2-2、参考資料3でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、それから座席表、それから報告資料といたしましてA3判、カラー印刷になっているものが3枚ほど置かれているかと思えます。資料は以上となりますが、不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、この後は本審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまから座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も皆様の御協力をいただきまして、慎重かつ効率的に審議を進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議録の署名委員を本審議会の運営規則第5条第2項の規定によりまして、私のほうで指名をさせていただきます。

順番をお願いしておりますが、きょうは小谷委員と、それから石井委員をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、公開、非公開でございますけれども、この審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づいて、原則公開となっております。私としては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、委員の皆様いかがでしょうか。公開でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、本日の審議会は公開ということで進めさせていただきます。

傍聴の御希望の方いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（久保田会長） それでは、傍聴者の入場をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田会長） 議事に入ります前に、傍聴の皆様にご注意を申し上げたいと思います。

先ほど事務局から傍聴要領をお配りしたと思いますけれども、それをよくお読みいただき、遵守をしていただきたいと思います。この傍聴要領に反する行為をなされた場合には、退場をしていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、取材の方もいらっしゃるようですが、もし写真撮影を御希望の場合は、今していただけますでしょうか。

それでは、撮影を終了していただきましたので、今から第231回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。お手元の次第をごらんいただきますと、本日は議第5180号から5188号までの9議案の審議をお願いすることになっております。類似の議案につきましてはまとめて審議をしたいと思いますので、御了承をよろしくをお願いいたします。

それではまず、議第5180号及び議第5181号の2議案につきましては、お互いに関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

では、幹事からの御説明をよろしくお願ひします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

本日御審議いただきます整備、開発及び保全の方針並びに区域区分に関する9議案につきましては、いずれも第7回定期見直しによる変更でございます。個別の議案の説明に入る前に、都市計画の第7回定期見直しにつきまして概要を説明させていただきます。

前方のスクリーンを御覧ください。本県では、昭和45年に区域区分の当初決定をしてからおおむね5年ごとに整備、開発及び保全の方針並びに区域区分を定期的に見直しております。現在は第7回目の見直しを進めているところでございます。今回の定期見直しでは、県内の40ある都市計画区域のうち、さいたま都市計画区域を除く39の都市計画区域について、関係機関協議などの熟度に応じて3つのグループに分けて手続を進めております。前回までの審議会では第1グループ、第2グループの34の都市計画区域について御審議いただいたところでございます。今回は、第3グループとして黄色で着色しております残る5区域について御審議いただきたいと存じます。

それでは、議第5180号及び5181号越谷都市計画に関する2議案につきまして、関連がございますので、一括して御説明いたします。議案書は5ページから37ページでございます。越谷都市計画区

域は、越谷市、吉川市、松伏町の全区域からなりまして、都心からおおむね30kmに位置しております。

まず、議第5180号の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして御説明いたします。この整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望し、県が広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示すものであり、お示した4つの事項を定めております。

まず、第1、都市計画の目標でございますが、議案書では13ページになります。今回の定期見直しでは、基本的には前回の第6回定期見直しの考えを踏襲しております。県内全ての整備、開発及び保全の方針においてお示しいたしました3つの目標を軸として、それぞれの目標に対して地域の特性を踏まえた都市づくりの基本理念を定めているところでございます。具体的には、県内を大きく県南、圏央道、県北の3つのゾーンに分け、それぞれの地域の特性を踏まえた基本理念を定めております。越谷都市計画区域につきましては、オレンジ色の破線で囲まれた県南ゾーンの中に含まれます。

先ほどの3つの目標を軸とした上で、県南ゾーンとしての地域の特性を踏まえまして、それぞれ、駅を中心に多様な都市機能を集積する、都市開発ポテンシャルを生かす、あるいは身近な緑を保全、創出、活用する、これらを基本理念として定めたところでございます。

次に、第2、区域区分に関する事項についてでございます。議案書は15ページになります。ここでは、基準年を平成17年から直近の都市計画基礎調査の基準年である平成22年に見直すとともに、目標年次を平成27年から平成37年にそれぞれ変更をしております。また、産業の規模に関しましては、指標の見直しを行っております。工業につきましては、これまで製造品出荷額を指標に用いておりましたが、高速道路ネットワークの充実による本県の強みを的確に反映するため、物流業の進展も反映できる指標として総生産額へと変更をしております。商業につきましても総生産額に見直しをしておりますが、こちらは実質的な変更はございません。

なお、これらの産業の規模を示す指標の見直しは、先ほどのゾーン分けにかかわらず県内共通の考え方でございます。

次に、第3、主要な都市計画の決定の方針についてでございますが、議案書では19ページ、20ページでございます。ここでは、社会情勢の変化を踏まえ、主に土地利用に関する方針において新たな方針の追加などを行いました。具体的には、大規模商業施設などの立地に関して、いわゆる商業地に誘導すべきことなどを新たに追加したほか、災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針において土砂災害特別警戒区域を対象に加えるなどの見直しを行っております。これらにつきましても県内共通の見直し内容でございます。

次に、方針図でございますが、今回の定期見直しにおきまして拠点の考え方を見直しておりますので、その考え方につきまして御説明いたします。基本的には4種類の拠点でございます。まず、中心拠点として主要駅周辺など、都市機能が集積されたまちの顔となる拠点を位置づけ、生活関連

施設等が充実した地域には生活拠点を位置づけております。さらに、高速道路インターチェンジ周辺や20ha以上の大規模工業団地などを産業拠点として、また地域資源などの活用により地域の活性化を図る地域を観光交流拠点として位置づけております。

この越谷都市計画区域につきましては、越谷駅などの主要な駅周辺に中心拠点を位置づけております。また、この後御説明いたします吉川美南駅東口周辺地区を含む吉川美南駅などの駅周辺や公共交通のアクセス性の高い松伏町のゆめみ野周辺に生活拠点を位置づけ、既存の20haを超える工業団地には産業拠点を位置づけております。

続きまして、議第5181号、区域区分の変更についてでございますが、議案書は31ページからになります。吉川市の吉川美南駅東口周辺地区は、平成24年3月に開業したJR武蔵野線吉川美南駅の東口に隣接する約62.1haの地区でございます。地区の現況でございますが、鉄道の左下のほうに薄く黄色で着色した範囲は、現在の市街化区域を示しております。また、白の点線は、市街化区域と市街化調整区域との境界を示しております。本地区は、吉川美南駅東口に隣接しており、現在は主に農地として利用されております。この吉川美南駅東口周辺地区は、吉川美南駅を拠点として駅周辺に都市機能を集約し、主に住宅系の土地利用を図るものでございます。土地利用計画といたしましては、地区の黄色に着色された範囲は住宅ゾーン、駅前のピンク色で着色された範囲は商業・業務ゾーン、それから地区の北東の紫色で着色された範囲は産業ゾーンを示しております。このたび市施行の土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。ここでは、市街化区域及び市街化調整区域の面積を示しております。備考欄でございますように、今回の地区面積約62.1haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が約3,882haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして、2週間案を縦覧したところ、議第5180号、越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に対して、意見書の提出がございました。都市計画法の規定に基づき、意見書の要旨と県の見解につきまして御説明いたします。

意見書は、反対意見として2名の方から4通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と見解は資料1に、また意見書の写しは参考資料1にまとめてございます。前方のスクリーンとあわせて御覧ください。

なお、提出されました意見書2名4通の内訳でございますが、これは2名の方がそれぞれ県に直接及び市を通じて同じ内容の意見書を2通ずつ提出したものでございます。そこで、参考資料では意見書の写しを各1通お配りしておりますので、御了解いただきたいと思います。

はじめに、要旨でございますが、浦和野田線の計画は、川沿いの豊かな自然環境が損なわれるおそれがあり、都市計画の目標に記載された「住民生活に安らぎを与える自然的資源を保全・活用したまちづくり」に融合しないため、整備に反対との御意見でございます。都市計画道路3・3・3

浦和野田線は、国道4号と千葉県野田市を結ぶ本県の東西方向の主要な幹線道路の一つで、現在県が整備を進めております。この意見書は、この路線のうち黄色で示しました元荒川工区の整備に関するものでございます。現在の道路計画では一部区間が一級河川元荒川の堤防と重なる計画となっており、堤防上の桜並木をはじめ川沿いの豊かな自然環境が損なわれるおそれがあるため、この道路の整備に反対というものでございます。県の見解でございます。この整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で県が広域的な見地から都市計画の目標や決定の方針など都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。この都市計画道路3・3・3浦和野田線は、本県の道路ネットワークを構成する主要な幹線道路であり、広域的な地域間の交流連携や社会経済活動の持続的な発展及び活性化を図るとともに、住民の利便性の向上に大きく寄与する路線であるため、この方針の中では広域交通として位置づけており、本方針の基本目標を達成するために必要なものと考えております。

なお、具体的な道路構造や整備事業の内容につきましては、本方針において定めるものではございません。

また、意見書のうち道路事業の内容に対するものなど、この整備、開発及び保全の方針の変更に係わらないと思われる御意見につきましては、資料1の2ページにお示ししたとおりでございます。

議第5180号及び5181号の2議案につきまして、越谷市、吉川市、松伏町に対して意見を照会いたしましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの説明に関しまして御意見や御質問がある方はよろしくお願いたします。

どうぞ。

○金子委員 今意見書の御説明がございましたけれども、確認をしたいのですけれども、この意見書で出されていることに関しての見解で、道路に関して今回のこの議案が問われていることではないということでございますけれども、ここの地域の皆さんが自然環境を守るということで随分長い間活動を続けてきているというのは私もよく存じているのですけれども、その辺の皆さんの御意見に対して今回のこの議案が制約されるものではないという、こういう見解でよろしいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（久保田会長） お願いします。

○幹事（都市計画課長） この整備、開発及び保全の方針につきましては、主要な都市計画の決定の方針などを定めるものでございます。個々のルートや構造について、この整備、開発及び保全の方針の中で定めているものではございません。したがって、今回の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして、特に個々に道路の整備について定めたものではないということでございます。

○議長（久保田会長） どうぞ。

○金子委員 ありがとうございます。ということは、この住民の皆さんの意見がまだ生かされるということは考えてもよろしいわけですか。といいますのは、ここの道路のあり方について、県のほうの見解というのがまだ示されていないということも伺っておりますので、その辺について再度御答弁お願いいたします。

○議長（久保田会長） よろしく申し上げます。

○幹事（都市計画課長） 整備、開発及び保全の方針上の扱いは先ほど申し上げたとおりですが、具体的にこの都市計画道路についての御質問ですので、お答えいたします。この元荒川工区1.3kmございますが、ここにつきましては元荒川の堤防と都市計画のルートが一部重なっており、河川計画との整合の問題や景観の保全、沿線住宅地への影響等の課題があるということは認識しております。このため、県では平成17年から、越谷市とともにこの元荒川工区の検討委員会を設置いたしまして、複数のルート案の比較検討を行っている状況でございます。あわせて、その沿線住宅地への対応や、あるいは地元合意形成の方法、こういったものについて調整を進めているということでございます。それらを含めまして、なるべく早い段階で地域の皆様との合意形成を図ってまいりたいと、整備の立場からは考えているということでございます。

○議長（久保田会長） ほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） そうしましたら、この2議案につきまして特に強い反対の御意見がないように受け取りましたので、一括して採決させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5180号及び議第5181号の2議案につきましては原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 御異議ないということでございますので、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議第5182号及び議第5183号の2議案は、これも関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5182号及び5183号、所沢都市計画に関する2議案につきまして、関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案書は39ページから71ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。所沢都市計画区域は、所沢市の全域からなり、県の南西部、都心からおおむね30kmに位置しております。先ほどの越谷都市計画区域と同じく、県南ゾーンに含まれます。議第5182号の整備、開発及び保全の方針につきましては、定期見直しによる変更ということで、都市計画の目標ですとか産業の規模を示す指標の変更、それから土地利用に関する方針の追加などにつきましては、先ほどの越谷都市計画区

域の場合と同様の考え方で見直しておりますので、ここは詳細な説明は省略をさせていただきます。

方針図でございますが、所沢駅周辺に中心拠点を位置づけ、新所沢駅などの駅の周辺に生活拠点を位置づけているところでございます。

続きまして、議第5183号、区域区分の変更について、議案書は65ページからでございます。所沢市北秋津西側地区は、西武鉄道の所沢駅から東へ約0.4kmに位置し、周辺を市街化区域に囲まれた約33haの地区でございます。地区の状況でございますが、現在は主に農地として利用され、一部宅地開発がされたエリアを含んでおります。本地区は、もともと市街化区域でございましたが、計画的な市街地整備が行われる見込みがなかったことから、過去に暫定的に市街化調整区域に編入したという経緯がございます。この地区につきましては、所沢駅からも近く、都心へのアクセスもよいことから、主に住宅系の土地利用を図るものでございます。土地利用計画といたしましては、図面に黄色で着色された区域は住宅ゾーンを示しており、地区の中央よりやや南には既存の緑を残した計画としております。

なお、黒で囲まれた区域が幾つかありますが、ここは既に宅地開発が行われた区域であり、新たに整備する周辺地区と一体的に市街地を形成することとしております。

このたびこの宅地開発されている街区を取り囲む区域において、組合施行の土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、全体を一体的に市街化区域に再編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄でございますように、今回の地区面積約33haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が約2,782haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、所沢市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問のある方はよろしくお願いたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、特に御意見がございませんので、議第5182号及び議第5183号の2議案につきまして一括して採決をさせていただきます。

この両議案につきまして原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないということでございますので、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5184号及び議第5185号、これも2議案関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事よりの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5184号及び5185号、草加都市計画に関する2議案につきまして、関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案書は73ページから105ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。草加都市計画区域は、草加市、八潮市、三郷市の全域からなり、都心からおおむね20kmに位置し、県南ゾーンに含まれます。議第5184号、整備、開発及び保全の方針の変更につきましては、定期見直しによる変更ということで、都市計画の目標や産業の規模を示す指標の変更、土地利用に関する方針の追加などにつきましては、さきの案件と同様の考えで見直しておりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

方針図でございますが、草加駅などの主要な駅周辺に中心拠点を位置づけ、新三郷駅などの駅周辺や公共交通のアクセス性の高い八潮市役所周辺などに生活拠点を位置づけております。また、既存の20haを超える工業団地やこの後御説明いたします三郷インター南部南地区を含む三郷ジャンクション周辺に産業拠点を位置づけ、草加松原周辺に観光・交流拠点を位置づけております。

続きまして、議第5185号、区域区分の変更について御説明いたします。三郷市三郷インター南部南地区は、外環道三郷インターチェンジ東出入口から南東へ約0.6kmに位置する約8.4haの地区でございます。また、平成29年度に三郷中央インターチェンジが本地区に隣接して開設される予定であります。

地区の状況でございますが、本地区は既存の工業団地に隣接しており、現在は主に農地として利用されております。この地区につきましては、開設予定の三郷中央インターチェンジに近いという立地条件を生かし、既存の工業団地と一体となって工業系の土地利用を図るものでございます。このたび組合施行の土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄でございますように、今回の地区面積約8.4haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が約5,272haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、草加市、八潮市、三郷市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御意見が特にございませんでしたので、この両議案、議第5184号及び議第5185号の2議案について一括して採決をさせていただきます。

この両議案につきまして原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） では、御異議ないということで、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5186号及び議第5187号の2議案は、これも関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5186号及び5187号、深谷都市計画に関する2議案につきまして、関連がございますので、一括して御説明をいたします。

議案書は107ページから139ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。深谷都市計画区域は、深谷市の一部からなり、都心からおおむね70kmに位置し、県北ゾーンに含まれます。

まず、議第5186号、整備、開発及び保全の方針でございます。都市計画の目標でございますが、県北ゾーンとしての地域特性を踏まえ、お示した3点を都市づくりの基本理念としたところがございます。

なお、このほかの産業の規模を示す指標の変更や土地利用に関する方針の追加などにつきましては、県内共通の考え方で見直しておりますので、ここでは詳細な説明は省略させていただきます。

方針図でございますが、深谷駅周辺に中心拠点を位置づけ、岡部駅などの駅周辺や公共交通のアクセス性の高い上柴周辺に生活拠点を位置づけております。また、この後御説明いたします榛沢西部地区を含む既存の20haを超える工業団地に産業拠点を位置づけております。

続きまして、議第5187号、区域区分の変更について御説明いたします。深谷市の榛沢西部地区は、JR高崎線の岡部駅から西へ約3.5kmに位置し、本庄市に近接する面積約23.1haの地区でございます。

地区の状況でございますが、本地区は平成8年に工業団地として開発された地区でございます。この地区へのアクセス道路となる県道の児玉町蛭川普済寺線の改良工事の完成により都市基盤が整備され、今後も継続的に工業系の土地利用が図られることから、既に市街化している区域として市街化区域に編入するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。備考欄でございますように、今回の地区面積約23.1haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が合計で約1,749haとなるものでございます。

以上の2議案につきまして2週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、深谷市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの説明に関しまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5186号及び議第5187号の2議案につきまして、一括して採決

をさせていただきます。

この両議案につきまして原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないということですので、本案は原案のとおり決定といたします。

それでは、議題としては最後になりますけれども、議第5188号につきまして議題に供します。

幹事の方の御説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5188号、寄居都市計画の整備、開発及び保全の方針の変更に関する議案につきまして御説明いたします。

議案書は141ページから162ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。寄居都市計画区域は、寄居町の全域及び深谷市の一部からなり、県の北部、都心からおおむね70kmに位置し、先ほどの深谷都市計画と同じく県北ゾーンに含まれます。

本議案におきましても、都市計画の目標や土地利用に関する方針の追加などにつきましては、同様の考え方で見直しておりますので、ここでは詳細な説明は省略させていただきます。また、寄居都市計画区域につきましては、区域区分を定めておりませんので、産業の規模を示す指標などにつきましては計画書の記載はございません。

方針図でございますが、寄居駅周辺に中心拠点を位置づけ、小前田駅などの駅周辺に生活拠点を位置づけております。また、既存の20haを超える工業団地に産業拠点を位置づけております。

以上、議第5188号につきまして2週間案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、寄居町及び深谷市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5188号につきまして採決をさせていただきます。

本議案につきまして原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないということで原案のとおり決定とさせていただきます。

以上をもちまして議事は全て終了となりました。

続きまして、報告事項でございます。

前回この審議会でもちづくり埼玉プランに係る専門部会の設置をお認めいただいたところがございますけれども、その調査検討内容について事務局のほうから御報告をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○幹事（都市計画課長） それでは、まちづくり埼玉プランの見直しに関する調査検討について御報告を申し上げます。

本日配付させていただきましたA3の資料、カラーコピーの3枚でございますが、まちづくり埼玉プランの調査検討についてのまず1枚目を御覧ください。第1回の専門部会は平成28年12月26日に開催いたしました。議論に先立ちまして、専門部会の部会長の選任を行い、当審議会の久保田会長に部会長をお引き受けいただいたところでございます。

次に、会議の内容でございますが、見直しの課題・論点の整理といたしまして4つの視点に関しまして方向性を確認させていただいたところでございます。土地利用につきましては、関連する計画の考え方や整合性をポイントとした共通の課題認識や歴史的な経緯、風土などを考慮したまちづくりをはじめ4つのテーマについて現状の課題や論点などを御説明させていただき、専門部会の御意見をいただいたところでございます。同様に、健康まちづくりにつきましては医療、福祉、子育て施設の立地誘導などに向けた立地適正化計画制度等の都市計画制度を活用したまちづくりをはじめ3つのテーマについて、都市防災につきましては大規模災害による延焼被害の防止、軽減に向けたまちづくりをはじめ3つのテーマについて、さらに地域の成長を支えるまちづくりにつきましては県内の地域資源を活かして観光に寄与する取り組みに向けた地域の活力を生み出す特色ある観光まちづくりをはじめ3つのテーマについて提案をさせていただいたところでございます。

専門部会における主な意見につきましては、後ほど2ページ以降の資料で御説明させていただきます。

今後の進め方でございますが、第2回部会は3月下旬に予定しております。第1回部会での意見を踏まえ、まちづくり埼玉プランで掲げている都市計画の基本方向について見直しの方向性をお示しさせていただき、さらなる御意見を賜りたいと考えております。そして、第3回の部会は5月に予定しておりますが、まちづくり埼玉プランで掲げている戦略や取組の見直しの方向性と都市計画の権限移譲の進展を考慮した県と市町村との役割のあり方について御意見を賜りたいと考えております。

それでは、専門部会の主な意見について御報告をさせていただきます。資料の2枚目をお願いいたします。初めに、土地利用についてでございます。先ほど御説明させていただきました4つのまちづくりのテーマに関しまして、本プランのゾーン別で示されている土地利用区分の方向性や個性を重視したさらなる地域設定のあり方と各種計画との整合性について、また目標とする人口密度のあり方や未利用地の考え方などを論点としていただきました。主な意見といたしましては、権限移譲の進展を踏まえ、県の役割の検証の必要性、あるいは県内40ある都市計画区域は多く、県が広域調整をできるよう区域の設定に関する意見をいただきました。また、人口減少社会に関することにつきましては、駅から近いところでも人口密度が低いところ、こういったところにつきましては生産緑地制度が30年を迎えることによって指定の解除ができるというような2022年の問題をあわせま

すと、今後の市街化区域の拡大はないのではないかという見解もございました。さらには、空き地問題に対応した都市計画の運用の必要性や今後の人口収容の考え方として地域性を考慮した人口密度の設定が必要ではないか、そういった御意見がございました。

次に、健康まちづくりについてでございます。同じくまちづくりのテーマに関しましては、超高齢社会に対応した取組として鉄道駅周辺に医療、福祉、子育て施設などを誘導する方策や高齢者だけでなく子育て世代にも魅力あるまちを目指す取組として公共空間のある街並みなどのまちづくりに向けた方向性のほか、誰もが出歩きやすい環境整備に向けての公共交通のあり方について論点とさせていただきます。主な意見といたしましては、誘導すべき施設の例として、病院の立地については駅周辺の公有地の活用やこれからの病院は大規模集客施設であるとの認識のもと、公共交通の観点から駅周辺への誘導が必要との意見がございました。また、子育て世代にも魅力的なまちづくりの話題につきましては、公共施設や公共空間の活用の可能性について議論していただいた中で、例えば具体の例示としてバイパスの整備にあわせて旧道の役割を見直し、歩行者道化する、そういった可能性の意見をいただきました。さらに、公共交通につきましては、本県においてはときがわ町におけるワンボックスタイプのデマンドバスの例がございまして、県北地域の交通モデルとなる可能性があり、埼玉県売りとなるような取組事例であるとの御意見をいただいたところでございます。

続きまして、資料の3枚目を御覧ください。都市防災についてでございます。同様に、まちづくりのテーマに関しまして災害に強いまちづくりに向けて燃えにくいまちづくりの実現に寄与する防火・準防火地域の指定促進の取組や緊急輸送道路に着目して拠点を守るまちづくり、帰宅困難者対策のあり方などを論点としていただきました。主な意見といたしましては、防火・準防火地域が市町村決定であることを踏まえ、広域的な観点からの県の取組の明確化と、特に緊急輸送道路に関する取組についてはさいたま市との連携の必要性について御意見をいただきました。また、防災拠点となるような施設については、適正な配置を誘導する措置を考えたほうがよいとの御意見をいただきました。さらには、駅周辺の帰宅困難者対策については、地元市町村と鉄道事業者が主体となって取り組む中で、県の役割は曖昧ではないのかという御意見をいただいたところでございます。

最後に、地域の成長を支えるまちづくりについてでございます。同様に、まちづくりのテーマに関しましては観光に資するまちづくりや市街化調整区域の開発だけでなく既存工業団地のリノベーションといった新たな産業基盤の創出の方向性、あるいは県の購買力が県外に流出しているということに着目した商業機能の配置とそれに付随する広域調整のあり方について論点とさせていただきます。主な御意見といたしましては、観光については基本的には市町村が取り組むべきであり、都市計画の話題とは異なるのではないかと御意見がございました。また、産業基盤創出の方向性については、開発適地の考え方についてこれから土地利用転換できる農地の規模はそれほど大きくないということを踏まえると、おおむね5ha以上という運用を少し下げてもいいかという御

意見がございました。また、外環道周辺などの工業団地の老朽化に着目し、工業団地のリニューアルの必要性を話題にしたところ、市街化調整区域内の既存工業団地においても同様であり、建てかえニーズに対応した支援などを考えられないかとの御意見がございました。商業機能につきましては、規制ばかりではなく、一定の地域貢献のルールを設けて許容していくことも必要ではないかとの考えも示されましたが、一概に、例えば群馬県に購買力が流れているから許容するというのではなく、市街化区域内のちょっとしたスーパーが潰れないような範囲といったバランスが非常に大事との御意見をいただいております。

なお、農地から市街地といった土地利用の転換については、やはり農業政策との調和に基づいた調整が課題であるとの見解もいただいております。

以上で第1回部会の御報告とさせていただきます。このたびいただきました意見を参考といたしまして、第2回部会における調査検討の論点を整理させていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（久保田会長） 前回部会長については部会のほうで決めさせていただきますということをお伝えしまして、第1回やりまして、たまたま私が部会長を仰せつかるということになりました。ですから、これから少し御質問等をお受けしたいと思っておりますけれども、先ほどの御説明にもありましたように、今後の都市計画における県の役割とは何かということがかなり議論になりました。これについても今後議論していきたいと思っております。

とりあえずただいまの御説明につきまして何か御質問、御意見がございましたらぜひいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○木下委員 それでは、2点質問させていただきます。

3 ページ目にありますまちづくり埼玉プランの見直しに関する調査検討についての中の地域の成長を支えるまちづくり、一番最後のところであります。ここにはグラフがありまして、県内の商圏の地域内購買率と県外流出の状況ということで、小さくて少し見づらいですけれども、県北が群馬に流れているみたいな、こういうグラフになっていると思うのですけれども、確かに県北の地域の人たちが群馬県の大規模商業施設へ買い物行っている状況は想像できるわけでありまして、背景といたしまして中心商業地の活性化について、仮に立地の制限だけではないでしょうけれども、これを中心に行うのはもう限界があるのではないかと私は思っているのです。一方で、購買難民が出るのも困るし、立地の課題もあると思っております。本県では、大規模商業施設の立地についてどのようなお考えを持っているのかというのが1点目。

それから、2点目なのですが、委員からの御意見の中の黒ぼちの一番最後のところに、専門部会では一定の地域貢献のルールがあれば許容する考えもあるのではないかという意見があったようでありまして、どのような地域貢献のあり方があるのか、市町村、私にとっても少しわかりづ

らいということでありまして、一団の市街地には商業は必要だと思いますし、単に商業施設ということではなくて、拠点系の助けになるような機能を誘導して、例えば防災機能を持った商業施設でありますとか、そういう地域貢献のあり方があっていいとは思いますが、このような課題につきまして専門部会の中で整理することはできないかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（久保田会長） では、事務局からよろしいでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 大きく2点でございましたけれども、まず現在の大型商業施設の立地についての県の考え方という部分でございますけれども、本日の整備、開発及び保全の方針の変更の中でもちょっと御説明はさせていただきましたが、基本的に大規模商業施設は既存の商業地に誘導するというのがまず一つの大きな前提とさせていただいていると。調整区域に大規模商業施設を立地するようなものについては、基本的に抑制するというので現在いろんな見直しなどを進めているということでございます。また、大規模商業施設は非常に広域的に都市構造に影響を与えるということがございますので、例えば市街化区域の中でも大規模商業施設の建築を可能とするような都市計画を新たに定めるような場合につきましても、隣接の関係する市町村、自治体の意見を伺った上で、広域調整をした上で進めると、そういったことでいろんな部分も気にしながら進めているというのがまず大きな前提でございます。

それから、今回の専門部会の中で議論のあった一定の地域貢献のルールがあれば許容していいのではないかと、そのようなことも今回の部会では意見が出たところでございます。専門部会の中では、例えば高齢者の人たちが買い物難民になってはまずいということで、地域貢献のあり方の一つの例としてバスの送迎、そういったものを加えるなどとか、そういった御意見もあつたところでございます。

いずれにしても、第2回の部会でその土地利用ですとか都市計画事業、市街地開発事業、そういった都市計画の基本方向について確認をさせていただくということになっておりますので、ただいまの御指摘の内容、こういったものが議論できるように、そういった準備はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（久保田会長） 非常に有益な御意見をいただいたと思っておりますので、私としても部会のほうで受けとめさせていただきます。

では、どうぞお願いします。

○小谷委員 今の御意見に全く賛成なのですが、実は私埼玉県の大規模小売店舗立地審議会の委員をしております、いつも思うのは、騒音だとか交通だとか、そばに学校があって子供たちが困っている、そういう話は出るのです、専門の先生方から。私は、商業者の立場で、例えば商工会議所に入りなさいとか商工会に入りなさいとあって、そういう意見は申し上げるのですが、いろんなまち見ていると中心市街地活性化というのが、コンパクトシティという、大体都市基盤

の確立の中でそういうのが出ているのですけれども、大規模店舗立地審議会の中ではそういうコンパクトシティの話なんかどこかすっ飛んでしまっていて、法律に合っているかどうか、遵守しているかどうかだけのチェック機関になっているのです。ですから、全国そうのですけれども、埼玉県だけでも人口が例えば20万人だったら1人当たりの床面積が何平米で、これ以上大規模店舗の進出は認めないみたいなことをやらない限りは、コンパクトシティなんていうのはどこか行ってしまって、駅の周辺はがらんどろになってしまって、違うところで活性化したまちができてしまうのが埼玉県ほとんどだと思えるのです。私商工会議所として非常に歯がゆい思いをしているのです。法律がいけないのでしょうかけれども、何か埼玉県モデルみたいなものが本当にできればいいなど、それが感想でございます。

○議長（久保田会長） 平成12年に大店立地法ができて、それまでの大店法が大店立地法になったときに、今おっしゃるようなことが起こっているわけですが、やはりこれはもうもっと上流の都市計画の段階で考えなければいけないことだと思いますので、貴重な御意見として受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） そうしましたら、また3月にもう一回ございますし、随時この審議会で報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、ではその他といたしますか、報告事項についても以上で閉じたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、報告事項も含めて本日の審議は全て終了ということにさせていただきます。御協力大変ありがとうございました。

それでは、傍聴の方につきましては、以上で退出をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田会長） では、ここで私の議長の任を解かせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 久保田会長、議事進行お疲れさまでございました。また、委員の皆様には熱心な御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

ここで、今年度最後の都市計画審議会となりますので、福島都市整備部長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○幹事（都市整備部長） それでは、今年度最後ということでございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におきましては、熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。今年度につきましては、3回の審議会で、合計84件の議案を御審議いただいたということでござい

ます。今年度は特に都市計画の第7回の一斉見直しということで、非常に多くの議案を御審議いただいたということになりました。また更に、今ございましたとおり、まちづくり埼玉プランの見直しにつきましても専門部会におきまして御検討をいただいているというところでございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

おかげさまで県内各地におきましては都市計画行政、順調に推移しております。引き続き時代の要請に応じた都市計画行政を推進してまいりたいと思います。委員の皆様には今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○事務局 それでは、これをもちまして第231回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

委員の皆様には1年間大変お世話になりました。お疲れさまでございました。

午後2時59分 閉 会